

議案第 9 号

加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例

加西市産業振興促進条例（平成３年加西市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「及び」を「を有するもの又は賃借するものであって、」に改める。

第３条第２項中「年間の水道使用量が２,０００立方メートルを超えた水量にかかる」を削り、同条第３項中「賃貸借」を「賃借」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 家屋を賃借する場合においては、当該家屋に係る固定資産税相当額を奨励金の算定に含めるものとする。

第５条ただし書中「土地を賃貸借又は割賦購入する場合」を「第３条第３項の規定による事業所用地を賃借若しくは割賦購入する場合又は同条第４項の規定による家屋を賃借する場合」に改め、「当該土地」の右に「及び家屋」を加える。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の加西市産業振興促進条例第２条、第３条及び第５条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に指定を受けた事業所に係る奨励金の交付から適用し、施行日前に指定を受けた事業所に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

(審議資料)

地域経済の活性化を図るため、一定規模以上の事業所の新規進出又は拡張があった場合に交付する奨励金について、交付対象の拡大及び交付基準を緩和するため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- ・ 奨励金の交付対象に家屋を賃借する場合を含める。
- ・ 水道料金に対し奨励金を交付する場合における、水道使用量の下限（年間 2,000 立方メートル）を廃止する。